

# 町プロシンボルマーク使用の手引

2019年5月

町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト推進協議会

町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト（通称：町プロ）推進協議会に参画する事業者の連携を強化するとともに、町プロの取り組みをより多くの方々に知っていただくためにシンボルとして、町プロシンボルマーク（以下「シンボルマーク」）を作成しました。

当手引では、シンボルマークを使用するときの注意点などをまとめました。

## 1 作成の趣旨

町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト（以下「町プロ」）は、町プロ推進協議会を設置し、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して生活することを支援するために、在宅医療の普及、医療と介護をはじめとした多職種の連携の促進等を図り、地域包括ケアシステムの構築を目指しています。

今後、この町プロの取り組みをより多くの方々に知っていただき、活動をもっと活性化するためにシンボルマークを作成しました。

～シンボルマークの作成意図～

自身が住み慣れた町で安心して暮らせるように、町全体でその人の心を包み込めるように…との思いを込め、町田市の鳥であるカワセミをメインのシンボルマークにしました。

## 2 利用可能なシンボルマーク

当手引で対象とするシンボルマークは、下記の4種です。

カラー



単色



### 3 権利の帰属

シンボルマークの一切の権利は、町田市に帰属します。

### 4 使用条件

シンボルマーク使用についての条件は以下のとおりです。

- 使用する者が、町プロ協議会の構成団体に所属する者であること。
- 町田市が提供する画像データを使用すること。  
※画像データは、以下からダウンロードできます。

URL : [http://www.city.machida.tokyo.jp/iryo/old/shiminnokatae/zaitaku/senmonshoku/machipro\\_mark\\_down.html](http://www.city.machida.tokyo.jp/iryo/old/shiminnokatae/zaitaku/senmonshoku/machipro_mark_down.html)

※インターネットが利用できない方は、「8お問い合わせ先」にご相談ください。

- 使用料は無料。
- 使用期限は特にありません。

### 5 使用にあたって禁止事項

- ①以下に該当する場合（あるいは、該当する可能性がある場合）は、シンボルマークは使用できません。
  - 営利目的の使用。
  - 法令や公序良俗に反する。
  - 町プロ推進協議会の信用や品位を損ない、イメージを傷つけるおそれがある。
  - 町プロ推進協議会の事業及び関連事業を推進するうえで支障となる。
  - 青少年の健全育成にとって有害である。
  - 政治、宗教、思想等に関する活動での使用、また、特定の個人・企業・団体・民族などへの中傷や攻撃を助長するおそれがある。
  - 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する。
  - 医師会・市が特定の個人・企業・団体、あるいは商品・サービス・活動などを支援・推奨・公認しているような誤解を招くおそれがある。
  - その他、シンボルマークの本来の使用目的に鑑みて不適當である、など。

②シンボルマークのイメージを正しく効率的に伝えるために、下記のような使用方法は避けてください。



変形等しないでください。



文字とマークの大きさを変えないでください。



書体を変えないでください。



色を変えないでください。



影をつけないでください。



他の要素を追加しないでください。



ふちどり表示をしないでください。



複雑な背景に配置しないでください。



識別しにくい表示をしないでください。

## 6 使用例

以下のような、使用例を参考に、使用される方々の多彩なアイデアで、さまざまな場面で使われることを期待します。

### \*使用可能な例\*

- 名刺、パンフレット、リーフレットなどの一部に、町プロの構成団体であることを示すため、シンボルマークを掲載する。
- うちわ、タオル、ティッシュ、ステッカー、カレンダーなどに印刷し、イベントなどで無料配布する
- ポスター、チラシ、のぼり旗などの周知用媒体の一部にプリントし掲示する。

等

### \*使用不可な例\*

- Tシャツやうちわ、ティッシュ、ステッカー、カレンダーなどに印刷し、販売する。
- 商品に使用する
- 町プロシンボルマークを自事業所のキャラクターとして利用、掲載する

等

## 7 その他の注意事項

- シンボルマーク使用によって生じる問題・トラブルなどについて、町田市医師会・町田市は一切関知しません。
- シンボルマークを使用した作成物に関して、事故や苦情が発生したときには、使用者本人の責任で必要な処理を行ってください。

## 8 お問い合わせ先

シンボルマークについてのお問い合わせは、下記までお願いします。

町田市いきいき生活部高齢者福祉課  
(町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト事務局)  
TEL：042-724-2140  
〒194-8520 東京都町田市森野2-2-22